

学校・教育委員会における

ヤングケアラー支援のためのガイドライン

～多機関連携による支援の充実に向けて～

北海道教育委員会
北海道保健福祉部

令和4年7月



○ はじめに

- ・令和3年8月に道内の中学生、高校生を対象として行われた道の調査において、「家族の中に自分がお世話をしている人がいる」と回答した生徒は中学校2年生で3.9%、全日制高校2年生で3.0%、定時制高校2年生で4.5%という結果が示されました。
- ・こうした生徒のうち、「誰かに相談したことがない」と回答した割合は中学校2年生と全日制高校2年生で約8割あり、子どもらしい生活が送れず、誰にも相談できない状況もうかがえます。
- ・子どもがケアを担う背景には、家庭の経済状況の変化、共働き世帯の増加、少子高齢化、地域のつながりの希薄化などからくる地域力の低下、子どもの貧困といった様々な要因があります。
- ・ケアを必要とする人が増加する一方で、大人が家庭にかけられる時間やエネルギーが減っています。介護サービスは整いつつあるものの、それが届いていない家庭があったり、届いたとしても課題解決に至らなかつたりする場合もあり、ヤングケアラーが年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響を受けることがあります。
- ・このような背景の中、本道では令和4年4月に「北海道ケアラー支援条例」が施行され、ヤングケアラーを含むケアラーを支援する姿勢を明確にしており、条例の中で、教育に従事する関係機関として、学校や教育委員会の役割が示されました。
- ・本ガイドラインは、条例の趣旨を踏まえ、学校の教職員が普段子どもと接する時間が長い大人として、ヤングケアラーの理解や早期発見、支援についての考え方の参考となるよう作成しました。
- ・ヤングケアラーの支援に当たっては、対象となるヤングケアラーやケアする対象者のおかれている状況、地域の支援体制等を踏まえ、地域の実情に合わせて行う必要があります。したがって、本ガイドラインは、早期発見や支援方法についてひとつの決まった「型」ではないことを御理解願います。

目次

○ はじめに

1 ヤングケアラーとは

- 1-1 ヤングケアラーの定義 1
- 1-2 ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利 2
- 1-3 家庭内での役割が子どもにもたらす影響 2
- 1-4 ヤングケアラーの多様な状況 4
- 1-5 連携して行う支援の必要性 6

2 連携して行う支援のポイント

- 2-1 ヤングケアラー支援の流れ 8
- 2-2 ヤングケアラーの発見 10
- 2-3 本人や家族の意思確認 12
- 2-4 アセスメント・多機関連携の必要性の判断 14
- 2-5 連携先の確認 16
- 2-6 責任をもつ機関・部署の明確化 17
- 2-7 課題の共有・支援計画の検討 18
- 2-8 見守り・モニタリング 20

3 参考資料

- 3-1 アセスメントシート 21
- 3-2 ヤングケアラー支援における主な関係機関 23
- 3-3 ヤングケアラー支援に関係する主な専門職 27

(参考) ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス 31

・本ガイドラインは、厚生労働省の令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」における「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」に基づき、作成しました。

1 ヤングケアラーとは

1-1 ヤングケアラーの定義

- ・「北海道ケアラー支援条例」では、ヤングケアラーは次のように定義されています。

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ケアラー 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。

二 ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。

- ・現時点ではそのような状況におかれていない子どもであっても、将来的に負担を抱えるかもしれないといった早期発見・早期介入の考え方も重要であり、早い段階から関係機関と連携することが必要です。
- ・大切なことは、ヤングケアラーであると思われる子どもを見逃すことなく把握し、本人からしっかりと話を聞いた上で、その子どもや家族がおかれている状況を理解し、それを踏まえて必要な支援は何かを検討することです。

○ヤングケアラーが行っていることの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

1-2 ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利

- ・支援が必要なヤングケアラーと思われる子どもに気付くためには、子どもの権利条約に定められた権利が侵害されている可能性がないかという視点も重要です。
- ・子どもの権利条約でヤングケアラーと関係が深いものとしては、教育を受ける権利や休み・遊ぶ権利などがあげられます。
- ・子どもの権利の侵害の可能性や、支援の必要性を感じる場合は、まずはその子どもや子どもがケアしている対象者の状況をよく確認してみてください。その際、客観的な状況のほか、子どもの内面・気持ちにも気を配りましょう。

1-3 家庭内での役割が子どもにもたらす影響

- ・子どもが果たす家庭内役割（家族のケア、お手伝いの範囲や程度）は様々ですが、子どもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いは子どもの思いやりや責任感などを育みます。
- ・一方で、過度に家族のケアを担うと、自分の希望を言えなくなったり、進学を諦めてしまったりすることも考えられますし、家族のケアが長期化することで自立が遅くなったり、できなくなってしまう可能性もあります。

子どもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利

第3条 子どもにもっともよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第24条 健康、医療への権利

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第26条 社会保障を受ける権利

子どもは、生活していくのに十分なお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだの健やかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条 教育を受ける権利

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

(参考) 公益財団法人日本ユニセフ協会Webページ <https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>

1-4 ヤングケアラーの多様な状況

- ・ヤングケアラーに対して支援を行う際は、ヤングケアラーがおかれている状況が様々であることを念頭に置き、可能な限りの情報を収集したうえで、本人や家族の意思を踏まえた支援を行うことが望まれます。
- ・本人や家族にヤングケアラーの自覚がなく、サポートを求めることが難しいことなどの特徴を理解し、本人のことを気にかけて、心を開くまで寄り添い、タイミングをみて話を聞く等して本人を支えることが大事になります。

(参考) 子どもが子どもでいられる街に。

～みんなでヤングケアラーを支えることができる社会に～

- ・厚生労働省の特設サイトでは、ヤングケアラーについて啓発する内容がまとめてあります。元ヤングケアラーの声も掲載されていますので、ヤングケアラーがおかれている状況について知る際の参考にしてはいかがでしょうか。



(厚生労働省特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>)

ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント

- ◆ヤングケアラーは、年齢に合わない過度な負担を子ども時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。
- ◆子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点を持ちにくいことから、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。
- ◆本人や家族に自覚がない場合、自分からサポートを求めるのは難しい。
- ◆家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。 家族に病気や障がいのある人がいることを恥ずかしいと考える場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思うこともある。
- ◆本人は、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという思いがあることも少なくない。 ケアすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。
- ◆ケアをしている状況について、かわいそうとあわれに思われることを嫌がる場合もある。 家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあり、単純に悪いことだと思われたくない。
- ◆ケアを受けている家族を悪く言われたいと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。
- ◆信頼できる大人はいないと考えることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。
- ◆家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。
- ◆大人の役割を担うことで他の子どもと話が合わないことや大人びていることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、孤独を感じやすい。

1-5 連携して行う支援の必要性

- ・ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。次のようなケースを想像してください。

(例)

- ・母親は精神障がいがある。
- ・小学校高学年の子どもが母親を支えている。
- ・母親側の祖父母も同居している。
- ・祖父母は介護を受けているため頼ることができない。

- ・この場合、精神障がいがある女性への支援を担当する障がい福祉部門をはじめ、祖父母の介護を担当する高齢者福祉部門や子どもの通う学校など、様々な機関・部署が、それぞれの専門領域から関わっていくことが想像できます。
- ・ただ、それぞれが個別に支援を行っている場合、ヤングケアラーが直面する多方面の課題を包括して把握し、支援するという取組が不足してしまう可能性があります。
- ・ヤングケアラーがおかれている状況や認識は様々であり、それらを総合的にアセスメントしながら検討する支援内容も様々です。よって、万人に共通する支援の型を決めることは現実的ではなく、ヤングケアラーに対応できる機関・部署が既存の支援を組み合わせ、ケースごとにカスタマイズしていくことが求められるといえます。
- ・ただし、「ヤングケアラーに対して何か特別・特殊な支援をしなければならない」と難しく捉える必要はありません。
- ・ヤングケアラーに対して何か特別な支援を考えるのではなく、各機関・部署や担当者がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場でできることは何かを考えることが大切であり、既にある支援の組合せが求められるため、複数の関連機関による連携が重要となってきます。

☆連携支援十か条☆

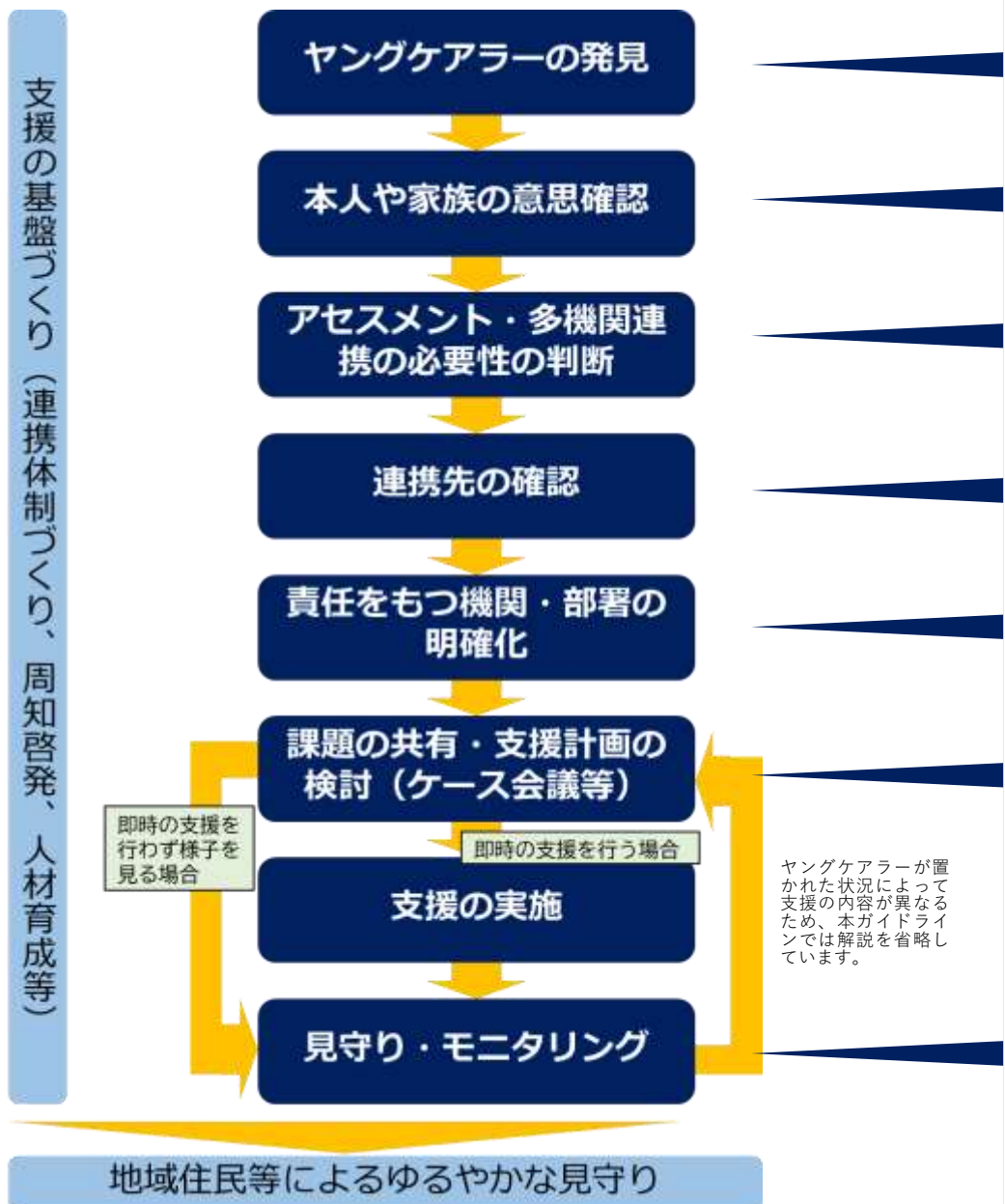
- 一 ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家庭に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三 ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五 支援を主体的に進める者(機関)は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六 支援を進める者(機関)も連携体制において協力する者(機関)も、すべての者(機関)が問題を自分事として捉えること
- 七 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九 ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添うことが重要であることを各機関が理解すること
- 十 円滑に効果的に連携した支援を行う事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

2 連携して行う支援のポイント

2-1 ヤングケアラー支援の流れ

- ・ヤングケアラー支援の一般的な流れとして、下記のような経過をたどることが考えられます。

○ヤングケアラー支援の一般的なフロー



関係機関と連携を図ることにより、児童生徒の情報を多面的に収集し、より効果的な支援につながる考えられます。以下に、各段階での連携が考えられる関係機関を例示します。

■スクールカウンセラー、民生委員・児童委員 等

10ページ

■民生委員・児童委員、児童家庭支援センター 等

12ページ

■スクールソーシャルワーカー 等

14ページ

■スクールソーシャルワーカー、要保護児童対策地域協議会 等

16ページ

■要保護児童対策地域協議会 等

17ページ

■要保護児童対策地域協議会、スクールソーシャルワーカー 等
～ヤングケアラーの状況に応じて、児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉等の支援機関

18ページ

■家族を支援する機関 等

20ページ

2-2 ヤングケアラーの発見

(1) 周囲の大人が気付く

- ・ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくいものです。また、子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」であるということを認識していない、周囲が異変に気付いていても家族の問題に対してどこまで介入すべきかが分からないといった理由により、必要な支援につながっていないケースもあります。
- ・ヤングケアラーの存在に気付くためにまず必要なことは、教職員が、「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識して日々の業務にあたることです。
- ・「ヤングケアラーではないか？」と気付くきっかけを、いくつか紹介します。こうした様子が見られた子どもは、アセスメントシートを活用して確認してみることも有意義です。（アセスメントシートは21ページを参照）
- ・なお、アセスメントシートは、ヤングケアラーを発見するために注意を払うポイントを、教職員で共有するツールとして活用することも考えられます。

(参考) 支援が必要なヤングケアラーに気づくために

- ・道教委Webページでは、ヤングケアラーの支援に係る教職員向け資料を公開しています。教職員が児童生徒を見守る観点について共通理解を図る際の参考に活用してください。



(道教委Webページ <https://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/young-carer.html>)

「ヤングケアラーではないか？」と気付くきっかけ（例）

【学校、保育所等、教育・保育分野の例】

- 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である
- 遅刻や早退が多い
- 保健室で過ごしていることが多い
- 提出物が遅れがちになってきた
- 持ち物がそろわなくなってきた
- しっかりしすぎている
- 優等生でいつも頑張っている
- 子ども同士よりも大人と話が合う
- 周囲の人に気を遣いすぎる
- 服装が乱れている
- 児童・生徒から相談がある
- 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている
- 保護者が授業参観や保護者面談に来ない
- 幼いきょうだいの送迎をしていることがある

【地域住民、その他の分野の例】

- 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かける
- 毎日のようにスーパーで買い物をしている
- 毎日のように洗濯物を干している
- 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している
- 家族の介護・介助をしている姿を見かける
- ごみ問題の発生
- 子どもが親の通訳をしている

(2) 相談窓口を明確にする

- ・ヤングケアラーである本人やその家族が相談しやすくなるために、本人や保護者と普段から接点のある担当者が、何かあれば相談に乗るということを日頃から伝えておき、相談できる窓口を明確にしておくことが大切です。
- ・ヤングケアラーがおかれている状況が様々であるように、最適な相談窓口の在り方も様々です。大切なことは、相談者が相談しやすい窓口で、ヤングケアラーに関する相談ができることを周知しておくことです。

2-3 本人や家族の意思確認

- ・ヤングケアラーと思われる子どもを発見した場合、本人や家族が、現在の状況や支援の必要性についてどのように考えているかを確認することが重要です。
- ・本人や家族の意思を確認することは、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまうといった行き違いを防ぐこととなります。これは本人や家族との信頼関係を構築していく上でもとても大切なことです。
- ・例えば、ヤングケアラーと思われる子どもはなんらかの支援を希望しているが、家族（保護者）としては家族のおかれている状況を人に言いたくないという場合があるなど、本人と家族の希望が異なることもあるかもしれません。その場合においても、家族ありきの支援ではなく、ヤングケアラーである子どもを中心とした支援はどのようなものかを検討することが大切です。
- ・なお、本人や家族の意思確認は、一度だけではなく、支援を続けていく中で、必要に応じて繰り返し行い、本人や家族の状況や意思を確認することが大切です。
- ・右に、本人や家族の意思を確認する際のポイントを挙げていますので、参考にしてください。

相談窓口を明確にする取組例

(1) 学校等

- ・日頃から子どもと接する学校が子どもの悩みを聞く相談窓口となり、また、保護者に対しても保護者面談等の機会を用いて学校が相談窓口の役割を担う。
- ・学級担任（HR担任）や保健室の養護教諭等が、タイミングを見て、いつでも相談に乗ることを伝え、日常生活の中で気になる生徒にはさりげなく様子を聞く。

(2) 子ども向け相談窓口の周知

- ・ヤングケアラーに関するチラシやハンドブックを作成し、ヤングケアラー専門相談窓口や子ども相談支援センターをはじめ、自治体が設置する子どもを対象とした相談窓口について掲載する。

(3) 相談窓口の一本化

- ・学校がヤングケアラーだと考えられる子どもを発見した際、関係機関と連携を図るため、自治体における相談窓口を確認しておく。

本人や家族の意思を確認する際のポイント

- ◆虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重する。必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけではないため、ヤングケアラー本人や家族の想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けるだけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減すると考えられる。
- ◆ヤングケアラー本人や家族は、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割がある。また、家族が子どもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もある。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの想いやプライドを尊重する姿勢は極めて重要である。

(参考) 本人、家族等の相談窓口（電話、メール窓口を掲載）

○北海道ヤングケアラー相談サポートセンター

（電話）0120-516-086

（メール）hokkaido.young.carer2022@gmail.com

○北海道子ども相談支援センター

（電話）0120-3882-56

（メール）sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

○児童相談所専用ダイヤル

（電話）0120-189-783

2-4 アセスメント・多機関連携の必要性の判断

- ・ヤングケアラーと思われる子どもを発見した後は、子ども本人や家族の命に危険が及んだり、心身に危険が及んだりする可能性がないか、重大な権利侵害がないかなどを確認し、そのリスクがあれば速やかに児童相談所、自治体に連絡を取りましょう。児童相談所による一時保護、自治体による緊急の福祉サービス導入、入院などの対応が検討される場合もあります。
- ・緊急で介入する必要がないことが分かったとしても、ヤングケアラーと思われる子どもや家族が辛い状況にあるなど支援が必要と考えられる場合は、初期介入をすることになります。
- ・必ずしもすべてのケースにおいて連携して支援を行う必要はありませんが、ヤングケアラーのおかれている状況が、経済的困窮や要介護（介護が必要な状態）、精神疾患など、様々な課題が複合的に絡みあっている場合には、関係各所が連携して、組織横断的に取り組むことが求められます。
- ・判断に迷う場合は、関係機関に対して連携して支援を行う必要性や可能性について、相談してください。

(参考) ヤングケアラーコーディネーター連絡先

・学校関係者等から相談を受け、適切な機関に調整を行うコーディネーターです。

法人名	電話番号	所管管内
社会福祉法人 聖母会	011-372-8341	石狩（札幌市を除く）、後志
えべつケアラーズ	080-9618-5589	渡島、檜山
社会福祉法人 光が丘学園	0126-22-4486	空知
社会福祉法人 美深育成園	01656-9-2500	上川、宗谷、留萌
社会福祉法人 北光福祉会	0158-45-3211	オホーツク
NPO法人 ワーカーズコープ	080-4866-7141	胆振、日高
社会福祉法人 池田光寿会	0155-22-3322	十勝
社会福祉法人 釧路まりも学園	0154-32-1150	釧路、根室

初期介入時に意識するポイント（関係機関の対応を含む）

- 1 ヤングケアラーを発見・把握した機関が初期介入**

～本人や家族からの聴き取りは発見・把握した機関が行う。ヤングケアラー本人にとっても、日頃から接している人の方が話しやすい場合が多い。
- 2 支援に必要なアセスメント**

～本人や家族の状況を把握し、支援の必要性を検討する。身体的、精神的健康状態や、教育を受ける権利など、子どもの権利が守られているか把握する。
- 3 家族全体へのアプローチが必要**

～ケアの対象や内容は様々なので、ケア対象者を含む家族全体への支援が必要という視点をもつ。ヤングケアラー本人の支援をしたとしても、ケアの負担自体が軽くなるわけではない。
- 4 伴走支援の視点**

～支援を望まない場合もあり、意思決定のサポートをしながら寄り添い続ける継続的な関わりが必要になる。家庭の状況について多くの情報を聞くことは、過度な負担を強いる場合もある。
- 5 プライバシーへの配慮**

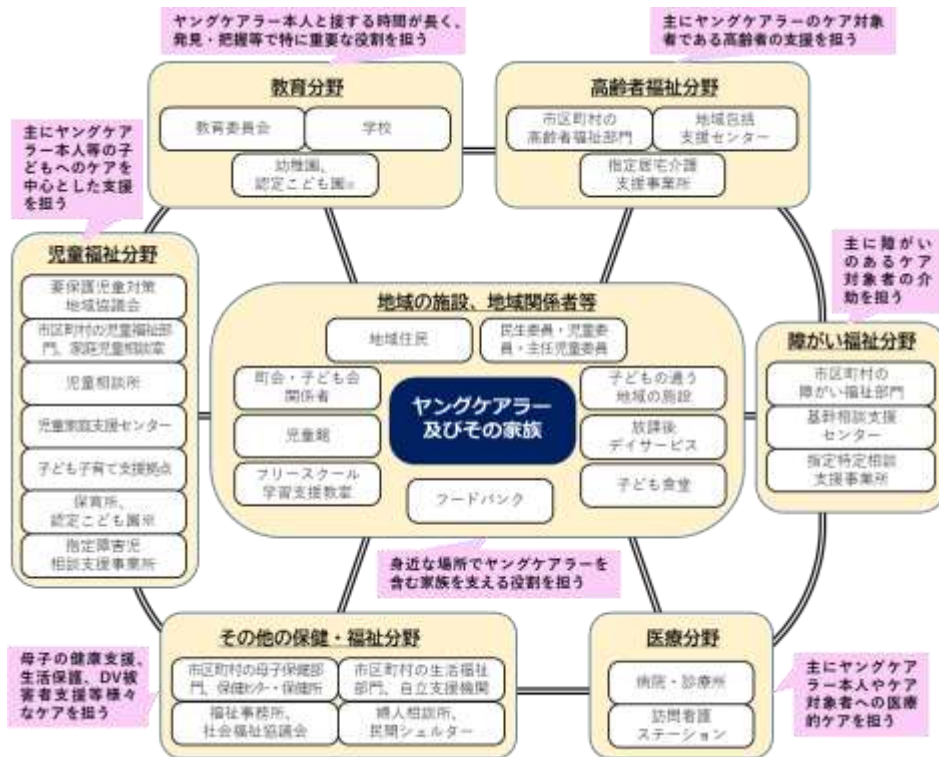
～本人の意思を確認せず、相談内容を家族に伝えることはしない。家庭の状況を周囲に知られたくない場合が少なくない。
- 6 個人情報の共有に関する同意**

～関係機関の連携には本人や保護者の同意を求める。家庭の課題を解決する中心にいるのは、支援者ではなく本人及びその家族。

2-5 連携先の確認

- ・ヤングケアラーがおかれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーを含む世帯支援を行うためには、分野の垣根を超えた多機関連携が必要となる場合が少なくありません。
- ・中には日常的に連絡を取る機会がない他分野の機関とも連携が必要になることがあるため、連携する可能性がある機関にはどのようなところがあり、それぞれの機関の役割としてできること、できないことをある程度把握しておくことが望ましいといえます。

○ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関



ヤングケアラー支援における主な関係機関（例）

○児童福祉分野

- ・要保護児童対策地域協議会
- ・市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室
- ・児童相談所
- ・児童家庭支援センター

○教育分野

- ・市町村の教育委員会
- ・ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいの通う学校

2-6 責任をもつ機関・部署の明確化

(1) 支援の在り方について共通理解を図る

- ・支援が必要であると判断し、いざその相談をしても、相談先の機関がそれを課題であると捉えなければ、一体的な連携支援を行うことは難しいといえます。関係機関・部署の間でヤングケアラーに関する共通理解が得られていることが重要といえるでしょう。
- ・また、共通の課題を認識することができたとしても、支援の目的や方針が不揃いであると、一貫した支援の提供が難しくなります。支援の方向性に差異が生じないように、関係機関同士で顔を合わせて協議をし、共通理解した上で対応することが重要となります。

(2) 関係機関の役割分担

- ・連携して支援を行う機関や支援担当者が多いほど、様々な専門性、考え、状況が影響し、全体の方針がぶれてしまう可能性もあります。また、人数が多くなれば情報共有が難しくなる場合もあります。
- ・関係機関ができることや機能を把握したうえで、役割分担を明確にし、おき、情報共有の方法を予め決めておくといよいでしょう。

○役割分担の例

(事例) 母親が入院中で、介護保険サービス未利用の祖父の介護やケアをヤングケアラーが担っていた。

関係機関・部署	役割分担
高齢者支援担当者	祖父に対し介護保険サービスの必要性や制度説明を行い、申請からサービス導入まで速やかに実施
医療機関	入院中の母親に介護保険制度や経済的支援制度を説明し、家族の負担軽減について助言と手続支援を実施
児童家庭支援センター	子どもと面談し、介護負担の現状を把握したうえで、必要な機関と家族をつなぐ支援を実施
学校	子どもの心理面をフォローしつつ、今後の進路選択に向けた支援を実施

2-7 課題の共有・支援計画の検討

(1) 多機関連携によるアセスメント

- ・ヤングケアラーの支援を検討する際、右のような情報を共有し、アセスメントを行い、支援目標、支援計画を立てていきます。
- ・学校だけでなく、家族が利用している公的サービスなどで既に把握している情報があるかもしれません。支援の現場では様々な立場から状況の把握や支援計画の検討が行われていることがあるため、事前に他の関係機関が把握していること、検討していることを確認すると、ヤングケアラー本人や家族に同じ質問を繰り返さずに済みます。
- ・追加的に情報を把握する必要がある場合も、つながりが強い機関から話を聞くことが有効な場合もあります。ヤングケアラーやその家族がおかれている状況、他者との関わりや関係性はケースによって異なることを意識し、必要に応じて関係機関とも相談をしながらアセスメントを進めましょう。

(2) 情報共有における留意点

- ・個人情報を関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要となります。
- ・同意を得る際には、例えば、「同じことを何度も話すのは大変だと思うので、私からお伝えしてもよろしいですか。」と情報共有のメリットを伝えたり、情報共有先でも個人情報は守られることを伝えたりすることで安心してもらう工夫が考えられます。
- ・本人や家族の同意が得られる場合には、事前に、多機関連携を視野に入れた包括的な同意を取っておき、今後、相談支援に関わる機関において情報を共有することになることを説明するのが良いでしょう。
- ・また、関係機関で情報共有する準備が整った後も、個人情報の取扱いには留意する必要があります。連携の相手方となる機関からも情報を得られるよう、自ら情報発信をしていくという姿勢も、情報共有においては重要なポイントです。

ヤングケアラー支援を検討する際に必要な情報

○ヤングケアラー本人に関する情報

- ・ケアの内容、時間数、時間帯
- ・教育面に関する状況（通学状況、学習時間、進路相談状況など）
- ・社会活動の状況（遊び、部活動等）
- ・今の状況についての認識
- ・支援を受けることの意向 など
- ・平日と休日のスケジュール
- ・やりたいと思っているがでないこと、困ってること
- ・身体的、精神的健康状態
- ・これまでの相談状況

○ケアを必要としている家族に関する情報

- ・必要なケアの内容
- ・受けている支援内容や時間
- ・支援を受けることの意向 など
- ・障がいや疾患などの状況
- ・支援機関

○その他の家族に関する情報

- ・担っているケアの内容
- ・支援を受けることの意向など

家族の同意が得られない場合の

個人情報共有に係る取組や考え方の例

○要保護児童対策地域協議会に通告

- ・学校で発見したヤングケアラーが児童虐待を受けたと思われる場合、通告義務の観点から本人等の同意は不要であると判断し、校長の責任のもと、学校から教育委員会へアセスメントシートを提出。
→要保護児童対策地域協議会で取り扱うことで関係者間で情報共有

○児童福祉法に基づく要支援児童として市町村への情報提供

- ・児童福祉法で関係機関が支援を要する児童を把握したときは市区町村への情報提供に努めるとあることから、個人情報保護の例外的な取扱いとして、「法令に基づく場合」に該当。
→本人の同意がなくても個人情報保護法違反にならない

(参考) 北海道ヤングケアラー相談対応窓口一覧について

- ・令和4年（2022年）6月29日付け教生学第361号通知で、北海道保健福祉部が作成した上記資料を送付していますので、参考にしてください。

(3) ヤングケアラーのサポートのための地域力を高める

- ・ヤングケアラー支援は公的なサービスだけでは十分ではないことが多く、ヤングケアラー本人への家事支援をはじめとした日常生活支援、息抜き、学習支援などは民間団体、地域による支援が不可欠です。
- ・特に、民生委員・児童委員といった地域の協力者や、子どもの居場所は、早期発見や状況把握のためにも重要な資源といえます。
- ・日頃から地域学校協働活動やコミュニティ・スクール等において、学校と関わりのある地域住民等の理解を得ることにより、地域全体で子どもを見守る目を増やし、早期発見につなげることも重要です。

○地域資源の種類と活用方法

種類	活用方法
民生委員・児童委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none">・近所に気になる家庭がある場合に情報共有・家庭訪問を行いながら保護者との関係を構築。支援の検討に必要な家庭内の状況の情報を共有・子どもや家族の見守りへの協力
子どもの居場所	<ul style="list-style-type: none">・利用者に気になる子どもがいる場合に情報共有・困りごとを話せたり、ホッと一息ついたりできる場所、子どもとしての時間を確保する場所・子どもの食事が用意できない家庭に対して、食事を提供やお弁当の配達を依頼
ヤングケアラーの親戚や地域住民	<ul style="list-style-type: none">・ヤングケアラーと思われる子どもがいる場合に情報共有・ヤングケアラーに対する支援への協力

2-8 見守り・モニタリング

- ・支援計画に基づき支援が行われても、子どもが担うケアがゼロになることは考えにくく、各支援者が必要に応じて声掛けをするなどの見守りが必要です。
- ・現時点では支援を求めている場合も、必要な時にヤングケアラー本人や家族が相談できる、もしくは支援者が状況の変化に気付くことができるような体制、意識をもつことが望ましいでしょう。

3 参考資料

3-1 アセスメントシート

○「子どもの権利」に関するアセスメント項目

健康に生きる権利	
<input type="checkbox"/> 必要な病院に通院・受信できない、服薬できていない	★
<input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある	★
<input type="checkbox"/> 給食時に過食傾向がみられる（何度もおかわりをする）	★
（その他の気になる点）	
<input type="checkbox"/> 表情が乏しい	<input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた
<input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口に出している	<input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた
<input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口に出している	<input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない
<input type="checkbox"/> 生活リズムが整ってない	<input type="checkbox"/> 虫歯が多い
<input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い(季節に合わない服装をしている)	

教育を受ける権利	
<input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校	★
<input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い	★
<input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い	★
<input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある	★
（その他の気になる点）	
<input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い	
<input type="checkbox"/> 学力が低下している	
<input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い	
<input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い	
<input type="checkbox"/> 学校(部活含む)に必要なものを用意してもらえない	
<input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持ってくることが多い	
<input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い	
<input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する	
<input type="checkbox"/> 校納金が遅れる。未払い	
<input type="checkbox"/> クラスメイトとのかかわりが薄い、ひとりであることが多い	
<input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	

子どもらしく過ごせる権利	
<input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない	★
<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している	★
<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている	★
<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしていることがある	★
（その他の気になる点）	
<input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける	<input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い
<input type="checkbox"/> 友達と遊んでいる姿をあまり見かけない	<input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた

○家族の状況に関するアセスメント項目

サポートが必要な家族の有無とその状況	
<input type="checkbox"/> 高齢	<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い
<input type="checkbox"/> 障がいがある	<input type="checkbox"/> 親が多忙
<input type="checkbox"/> 疾病がある	<input type="checkbox"/> 経済的に苦しい
<input type="checkbox"/> 精神疾患(疑いを含む)がある	<input type="checkbox"/> 生活の能力・養育能力が低い
<input type="checkbox"/> 日本語が不自由	
<input type="checkbox"/> 特にいない(=「ヤングケアラーではない」と判断)	

子どもが行っている家族等へのサポートの内容	
<input type="checkbox"/> 身体的な介護	<input type="checkbox"/> 生活費の援助
<input type="checkbox"/> 情緒的な※支援	<input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行
<input type="checkbox"/> きょうだいの世話	<input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き
<input type="checkbox"/> 家事	<input type="checkbox"/> 服薬管理・投与
<input type="checkbox"/> 通訳(日本語・手話)	
<input type="checkbox"/> 特にいない(=「ヤングケアラーではない」と判断)	

※精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担になることを含みます。

※「『ヤングケアラー』の早期発見のためのアセスメントシート」から抜粋

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書」(令和2年3月)

The screenshot shows a detailed assessment form with the following sections:

- 1. 家族の状況** (Family Situation): Includes checkboxes for family structure, income, and other factors.
- 2. ヤングケアラーである子どもの状況** (Young Carer's Situation): Includes checkboxes for the child's role, stress, and health.
- 3. ヤングケアラーである子どもの経験** (Young Carer's Experience): Includes checkboxes for the child's feelings, coping mechanisms, and social support.
- 4. 子どもが受けている家族等からのサポートの内容** (Support Received): Includes checkboxes for the types of support provided by family members.

→本アセスメントシートは、道教委Webページからダウンロードできます

<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/young-carer.html>

3-2 ヤングケアラー支援における主な関係機関

分野	機関名	活用方法
児童福祉	要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会は要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。 ・構成機関に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
	市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室（要保護児童対策地域協議会を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に身近な市区町村において、子どもに関する様々な問題につき、家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う。 ・関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや、行政が提供する福祉サービスにつなげる等の役割を担う。
	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、原則18歳未満の子どもに関する相談について、子ども本人・家族・学校の先生・地域の方々等、広く受け付けている。 ・関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや、家庭への指導、また必要に応じて一時保護、児童養護施設への入所等の措置をとる。
	児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づいた子どもと家庭の専門相談機関。 ・心理療法等も行う。 ・18歳までのすべての子どもと、子どもがいる家庭の支援を目的に、児童相談所よりも身近な相談窓口として、児童福祉施設に併設する形で全国に設置された機関。
	子ども子育て支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーのきょうだいの保育サービス支援として、放課後児童クラブ・児童館の利用調整を行った事例あり。
	指定障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援を利用する障がい児について、障がい児支援利用計画の作成等を行う。
児童・福祉・教育	ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいが通う保育所や認定こども園、幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機関。地域における子育て支援も行う。 ・ケア対象者であるきょうだいに対する保育所の利用調整を行いヤングケアラーの負荷軽減につなげた事例や、ヤングケアラーである子どもが通う学校とケア対象者であるきょうだい児が通う保育所の情報共有により状況把握をスピーディーに行うことができた事例あり。
教育	市区町村の教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県及び市区町村等におかれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を行う。 ・学校等から得られた情報を他機関につなぐことや、関係機関とともにケース会議等を行う。

分野	機関名	活用方法
教育	ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいの通う学校	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の教育目的に従い、教師が児童・生徒に計画的・組織的に教育を施す機関。 ・学校ではヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだい本人と日常的に接する機会があり、見守りの他、外部の関係機関との情報共有等を行い、関係機関と連携して支援につなげた事例あり。 ・学校には教員や養護教諭の他、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが配置されている場合があり、ヤングケアラー支援においても重要な役割を担う。
障害福祉	市区町村の障がい福祉部門	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス等の支給決定など、障害者総合支援法等に基づき、地域の障がい保健福祉施策を担う。 ・ヤングケアラー本人またはケアをしている対象者に障がいがある場合の支援を行うとともに、障がい福祉サービス事業所と他機関とのパイプ役を担う事例あり。
	基幹相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門的・総合的な相談支援や地域の相談支援事業所等のバックアップ等の業務を行う。 ・ヤングケアラー本人やケアをしている対象者に対する福祉サービスの利用調整、他機関と連携しての自宅訪問、各機関との連絡調整を行った事例あり。
	指定特定相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス等を申請した障がい児者について、サービス等利用計画の作成等を行う。 ・ヤングケアラーの家庭の家事・掃除の援助をした事例あり。
	指定一般相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行う。また、入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援も担う。 ・家庭児童相談室と連携し、体調不良となったヤングケアラーを医療保護入院につなげた事例あり。
	障がい者相談支援事業担当部 (市区町村が直接実施している場合と市区町村が相談支援事業所に委託している場合あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の福祉に関する様々な事柄について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う。 ・自治体関係部署や関係機関と役割分担をしてヤングケアラー支援を行った事例あり。
高齢	市区町村の高齢者福祉部門	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉事業、介護予防、認知症対策、総合事業等の様々な高齢者福祉施策を行う。 ・ヤングケアラーがケアをしている高齢者に対する支援を行うとともに、介護支援事業者と他機関とのパイプ役を担う事例も見られた。

分野	機関名	活用方法
高齢者福祉	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助等を行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市区町村が設置する機関。 ・ヤングケアラーがケアをしている高齢者に対する介護サービスの利用調整、家庭状況の把握を行う。各機関との連絡調整を行った事例あり。
	指定居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険によるサービスを適切に利用するために、居宅サービス計画の作成・居宅サービスを提供する事業所等との連絡調整等を行う。 ・要介護高齢者等への支援の中で、ヤングケアラーの家庭状況の把握事例あり。
その他福祉	市区町村の母子保健部門や保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談、保健指導等、地域保健に関する事業を地域住民に行う。 ・関係機関とともに行う家庭訪問や乳児の指導や見守り時に子どもの様子や家の中の様子を把握し、必要に応じて関係機関と情報の共有や行政サービス、医療との連携を図る。
	市区町村の生活福祉部門	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護及び生活困窮者の自立支援に関する施策を行う。 ・生活保護の認定や他機関と共同して家庭訪問やフリースクール利用につなげた事例あり。
	福祉事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関。 ・援護などを必要とする人の家庭を訪問したり、面接によって本人の状況を調査し、保護措置の必要の有無及びその種類を判断したりするほか、生活指導などを行う。また、ヤングケアラーの保護者への就労支援、生活保護等の経済的支援の検討、親子のそれぞれに必要な支援、家庭訪問等様々な支援を担う。
	婦人相談所・一時保護所や配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等のDV被害者を対象とした支援を主に行う機関・団体特定相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護等を行う。 ・保護者の課題を解決することがヤングケアラーを支援することにつながることから、母子を父のDVから避難させるために緊急一時避難所で保護した事例あり。
医療	病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・医師または歯科医師が医療の提供を行う機関。 ・体調不良となったヤングケアラーを児童相談所からの依頼を受けて一時保護した事例、ヤングケアラーのケア対象者のレスパイト入院やケア対象者である保護者に対応する往診、訪問看護、主治医から他機関に対する支援方法の助言等、様々な連携事例あり。

分野	機関名	活用方法
地域	子どもの通う地域の施設 (児童館、放課後児童クラブ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館職員が学校(スクールソーシャルワーカー等)等と連携して、ヤングケアラーを外出につなげ、社会とつないだ事例やケア対象者であるきょうだい児を放課後児童クラブへの入会につなげ、ヤングケアラーの負担軽減につなげた事例あり。 ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を促す施設等。
	地域の関係者 (民生委員・児童委員、主任児童委員、町会・子ども会関係者、近隣住民等)	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行う。 ・民生委員・児童委員が食料を届け、保護者との関係を築き、家庭内の状況把握を行った事例あり。また、民生委員・児童委員をはじめとした地域の関係者による見守りを行い、必要に応じて関係機関と情報共有を行った事例あり。
	フリースクール・子ども食堂等の子どもを対象とした支援を主に行う民間団体・施設(公的な事業を委託されている場合も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・学習活動、教育相談、体験活動等の活動や、無料または低額の食事を提供する等して地域交流の場等の役割も果たす。 ・フリースクールを交えたケース会議の実施や子ども食堂からの食事の提供や学習支援、見守りを行った事例あり(長期休業中含む)。

(再掲) ヤングケアラーコーディネーター連絡先

・学校関係者等から相談を受け、適切な機関に調整を行うコーディネーターです。

法人名	電話番号	所管管内
社会福祉法人 聖母会	011-372-8341	石狩(札幌市を除く)、後志
えべつケアラース	080-9618-5589	渡島、檜山
社会福祉法人 光が丘学園	0126-22-4486	空知
社会福祉法人 美深育成園	01656-9-2500	上川、宗谷、留萌
社会福祉法人 北光福祉会	0158-45-3211	オホーツク
NPO法人 ワーカーズコープ	080-4866-7141	胆振、日高
社会福祉法人 池田光寿会	0155-22-3322	十勝
社会福祉法人 釧路まりも学園	0154-32-1150	釧路、根室

3-3 ヤングケアラー支援に関する主な専門職

主な関係分野	専門職	役割例	所属機関の例
高齢者福祉	介護支援専門員 (以下、ケアマネジャー)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を必要とする人にニーズに応じた介護サービス等を提供するために、現状の課題の把握やサービス利用の計画作成等を行う。 ・地域包括支援センターに所属する主任ケアマネジャーは、介護保険や要介護認定に関する相談を受けたり、地域のケアマネジャーをサポートしている。 ・居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーは、介護サービスの利用者の自宅を訪問し、利用者の定期的なモニタリングを行う。 ・ヤングケアラーがケアをする高齢者に対する介護サービスの利用調整、家族の状況把握、ヤングケアラーからの相談対応、関係機関との連携等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業所
障がい者福祉	相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等の利用計画の作成をはじめとする福祉サービス等の利用調整や精神科病院や各種入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続に向けた支援を行うほか、障がいのある人の生活や福祉に関する全般的な相談支援を行う。 ・障がいのあるヤングケアラー本人やヤングケアラーがケアをしている障がいのある家族に対する障がい福祉サービス等の利用調整、ヤングケアラーや教育機関からの相談対応、関係機関との連携等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター ・指定特定相談支援事業所 ・指定障がい児相談支援事業所 ・指定一般相談支援事業所
福祉	生活保護ケースワーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給世帯を担当し、関連部署と連携して世帯全体を支援する。 ・生活困窮世帯にいるヤングケアラーを把握しやすい立場にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所
	社会福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・環境上の理由から日常生活を送るのが困難な方の相談支援を行う。 ・相談内容をもとにひとりひとりに合った公的支援制度や福祉サービスを提案し、行政機関や医療機関と相談者との橋渡しをする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉施設 ・地域包括支援センター ・知的障がい者福祉施設や身体障がい者福祉施設 ・病院、保健所などの医療・行政機関

主な関係分野	専門職	役割例	所属機関の例
地域保健	保健師	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職であり、地区担当制をとる場合、保健師は担当地区の子どもから高齢者まで全住民の健康を支援する。 ・母子保健業務では、妊娠期から親子の全世帯を把握し、健康診断、乳幼児全戸訪問等を行う。思春期の子どもに対して学校と連携して性教育やメンタルヘルスリテラシー教育を行う。 ・主に就学前からヤングケアラーになりうる家庭に気づき、予防的に支援することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター、保健所 ・地域包括支援センター
児童福祉	児童福祉司	<ul style="list-style-type: none"> ・担当区域内の子どもの保護や福祉に関する保護者などからの相談に応じ、必要な調査、社会的診断に基づいて、対応方法の決定、その後の指導に至る一連の過程における家族、関係機関との連絡調整の中心的な役割を担う。 ・ヤングケアラー本人や保護者等から子どもの福祉に関する相談に乗り、抱えている問題の解決を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・児童家庭支援センター
学校	校長・副校長・教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。副校長や教頭は校長等を助けるとともに、必要に応じて児童生徒の教育をつかさどる。 ・関係機関との連携、子どもの負担を軽減できるよう保護者と話をすること等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校
	教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の教育をつかさどる。 ・子どもに寄り添い、話を聞くこと、進路や就職の相談、学校での見守り、学校と家庭をつなぐこと、他機関との連携等を行う。 	
	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の養護をつかさどり、保健管理、保健教育、健康相談活動を行う。 ・子どもの相談対応、心のケアや健康管理、他機関との連携等を行う。 ・日常的な健康相談や健康観察によって児童生徒の変化に気づきやすい。 	

主な関係分野	専門職	役割例	所属機関の例
学校	スクールソーシャルワーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉分野等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒等への支援を行う専門家。具体的には、主にソーシャルワークの手法を用いて、問題行動等の背景にある、家庭の問題等の子どもを取り巻く「環境」に焦点を当てて、学校内におけるチーム体制を構築し、家庭訪問や関係機関等と連携する等して問題解決を図る役割を担う。 ・家庭訪問等での状況把握、利用可能な制度やサービスの紹介、学校内、教育委員会と連携した見守り、他機関連携等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会
	スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の臨床心理に関して、専門的な知識及び経験を有し、児童生徒の心のケアに当たる専門家。児童生徒へのカウンセリング、教職員に対する助言・援助、保護者に対する助言・援助を行う。具体的には、主にカウンセリングの手法を用いて、「個人の内面」に焦点を当てて問題解決を図る役割を担う。 ・親子への心理的支援、他機関連携等を行う。 	
医療・福祉	医療ソーシャルワーカー	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う。 ・病院内関係部署（多職種）との連携、学校や福祉機関等への橋渡し、ケア対象者のサービス調整、本人、家族の相談対応等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院 ・診療所
	精神保健福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がい者の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している方の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。 ・精神疾患をもつ家族等へのケア、訪問看護や個人面談等を行う。 	

主な関係分野	専門職	役割例	所属機関の例
医療・福祉	公認心理師	<ul style="list-style-type: none"> 心理学に関する専門的知識や技術を用いて、支援を要する方の心理状態を観察・分析する。 支援を要する方やその関係者に対して助言や指導、その他の心理に関する援助を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神科病院 一般診療所 保健所、保健センター 精神保健福祉センター
医療・高齢	看護師（訪問看護による）	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で療養する方のもとの訪問し、看護ケアを行う。 訪問看護で自宅に訪問した際に、家族の状況を把握する上でヤングケアラーを把握することもありうる。ヤングケアラー本人・家族・主治医の橋渡しの存在になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問看護ステーション 病院 クリニック（診療所）
高齢・障がい	訪問介護員・居宅介護職員（ヘルパー）	<ul style="list-style-type: none"> 自宅で生活する方のもとの訪問し、介護や生活援助を提供する。 自宅に訪問した際に、ヤングケアラーを把握することもありうる。ヤングケアラー本人・家族・各種支援機関の橋渡しの存在になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護ステーション 居宅介護事業所
地域	民生委員・児童委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、自身も地域住民の一員。 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を専門にする民生委員・児童委員。 住民に近く、ヤングケアラーの把握や見守り役、行政へのつなぎ役が期待できる。 民生委員は児童福祉法により、児童委員も兼ねている。 	—

【参考】ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス

ケース例	提供サービス・措置等の例
ヤングケアラー本人の息抜きが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所の提供（子ども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等） ・ケア対象者のレスパイト入院 ・子どものレスパイトを目的とした一時的な保護対応 ・子育て短期支援事業（ショートステイ等の本人利用等）
自身の経験を共感できる相手を求めている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー同士のピア・サポート ・家族会（障がい等により様々な存在） ・オンラインサロン
ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング ・養護教諭、学校医による相談対応 ・医療サービス
ヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・養育支援訪問サービス（未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導等） ・ファミリー・サポート・センターの利用 ・保育所の利用調整 ・放課後児童クラブ・児童館の利用調整 ・乳児の一時預かり<保育所等> ・子育て短期支援事業（ショートステイの幼いきょうだいの利用等）
日常生活の支援をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家事支援（ファミリー・サポート・センター等） ・子育て世帯訪問支援臨時特例事業 ・食事の提供（フードバンク、子ども食堂、NPO法人、民生委員・児童委員、自治体、病院等が連携しての提供等） ・日用品の提供（経済困窮のため） ・自宅の清掃（関係機関と連携してのごみ屋敷の解消等） ・制服やカバンの支給 ・金銭管理支援 ・行政手続きの支援（自立支援関係手続等）
学習支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・学校（学校と地域が連携して行う活動を含む）、社会福祉協議会、家庭児童相談室による支援 ・教育支援センターやフリースクールの利用 ・生活困窮世帯の子ども学習支援 ・進路相談
人生設計を一緒に考える大人が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリング ・児童家庭支援センターへの相談 ・ヤングケアラー同士のピア・サポート（年上の世代との交流） ・学校の担任への相談

ケース例	提供サービス・措置等の例
ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス(在宅サービス(ヘルパー、ショートステイ利用等)、施設入所等)
ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障がい等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス等(居宅介護(家事援助を含む)の利用、通所事業所、施設入所等) ・訪問看護(精神障害等で医療的支援を必要とする場合) ・自立支援医療
ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に医療的ケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護を含む医療サービス ・通院サポート ・レスパイトケアを目的としたショートステイ
経済的支援(経済的自立)が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給 ・生活困窮者自立支援機関の支援制度(経済面、居住確保)の活用 ・自治体の補助金の活用 ・社会福祉協議会の総合支援資金の受給 ・教育委員会の就学援助制度の活用 ・奨学金の活用 ・就労支援(家族からの子どもの自立、親の就労支援等) ・障害年金受給 ・傷病手当金受給
ヤングケアラーがケアする対象者に日本語通訳が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・行政等の通訳サービス ・外国語による情報発信 ・翻訳ツールの提供
ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・行政等の手話通訳派遣サービス ・聴覚障がい者向けのコミュニケーションツールの提供
生活環境を一新する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設への入所 ・里親委託 ・成年後見人手続きの実施

- ヤングケアラーと思われる子どもへの具体的な支援策については、児童生徒が居住する市区町村の担当課に問い合わせるようお願いいたします。
- 問合せ先に悩んだ場合、本ガイドライン14ページに紹介している「ヤングケアラーコーディネーター」に相談し、適切な機関につなげることができるよう活用願います。

(再掲) ヤングケアラーコーディネーター連絡先

・学校関係者等から相談を受け、適切な機関に調整を行うコーディネーターです。

法人名	電話番号	所管管内
社会福祉法人 聖母会	011-372-8341	石狩（札幌市を除く）、後志
えべつケアラース	080-9618-5589	渡島、檜山
社会福祉法人 光が丘学園	0126-22-4486	空知
社会福祉法人 美深育成園	01656-9-2500	上川、宗谷、留萌
社会福祉法人 北光福祉会	0158-45-3211	オホーツク
NPO法人 ワーカーズコープ	080-4866-7141	胆振、日高
社会福祉法人 池田光寿会	0155-22-3322	十勝
社会福祉法人 釧路まりも学園	0154-32-1150	釧路、根室

学校・教育委員会における
ヤングケアラー支援のためのガイドライン
～多機関連携による支援の充実に向けて～

令和4年7月発行

◆編集・発行

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課
北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課